

中間業務報告書

第 期〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概況
- 2 営業所等の増減
- 3 会社役員及び職員の増減
- 4 株主の状況
- 5 貸倒引当金の状況
- 6 自己資本比率の状況

第2 中間貸借対照表

第3 中間損益計算書

第4 中間株主資本変動計算書

第5 中間キャッシュ・フロー計算書

第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

第7 完全民営化の実現に向けた財産基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中財務諸表の係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資

本等変動計算書、第 5 中間キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第 5 中間キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

- 6 商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 行の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この 6 において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第 2 中間貸借対照表、第 3 中間損益計算書、第 4 中間株主資本等変動計算書、第 5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第 1 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間事業概況書

1 事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
本 支 店			
出 張 所			
計			

（記載上の注意）

代理組合等（株式会社商工組合中央金庫法第 27 条第 1 項に規定する代理組合等をいう。以下同じ。）が組合等代理を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
代 理 組 合 等			
組合等代理を 営む営業所又 は事務所			

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤（ ）	うち非常勤（ ）
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤（ ）	うち非常勤（ ）
	執 行 役		
	計		
職 員	事 務 系		
	庶 務 計		

	計			
合	計			

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数 人

4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（名）		
計（名）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に 10 名を記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、2 以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に 10 名を併せて記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間 期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準行に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 中 間 期 末		前 期 末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係る				

ものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

その他 Tier 1 資本不足額				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (p)				
普通株式等 Tier 1 資本				
普通株式等 Tier 1 資本の額 ((i)-(p)) (h)				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (c)				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他 Tier 1 資本に係る調整項				

目の額 (ホ)				
その他 Tier 1 資本				
その他 Tier 1 資本の額 ((ニ)－(ホ)) (ハ)				
Tier 1 資本				
Tier 1 資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金 Tier 2 算入額及び適格引当金 Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金 Tier 2 算入額				
うち、適格引当金 Tier 2 算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の				

額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置により Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2 資本				
Tier 2 資本の額 ((f)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額				
オペレーショナ・リスク相当額を 8% で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				

自己資本比率				
普通株式等 Tier 1 比率 ((h)/(7))	%		%	
Tier 1 比率 ((b)/(7))	%		%	
総自己資本比率 ((l)/(7))	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額				

アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。
- 2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウン

ター・シクリカル・バッファ比率（法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

- 3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率 (Add-on (percent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%) を記載すること。
- 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ比率を記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。
- 5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

第 2 第 期中 (年 月 日現在) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		債 券	
債券貸借取引支払保証金		コ ー ル マ ネ ー	
買 入 手 形		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		コマーシャル・ペーパー	
有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
貸 出 金		借 用 金	
外 国 為 替		外 国 為 替	
そ の 他 資 産		短 期 社 債	
有 形 固 定 資 産		社 債	
無 形 固 定 資 産		新 株 予 約 件 権 付 社 債	
前 払 年 金 費 用		そ の 他 負 債	

繰延税金資産 支払承諾見返金 貸倒引当金	△	未払法人税等 リース債務 資産除去債務 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 危機対応準備金 特別準備金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ○○積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業的前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に

規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法
 - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ④ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
 - ⑤ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑥ リース取引の処理方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)
- (4) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項
- (7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項
- (8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組

合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

- (9) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (10) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (13) 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）
- ① 1 株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。
また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）
 - ② 当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの純資産額を算定している旨
- (14) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (15) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 8 及び第 5 条の 9 に規定するストック・オプションに関する事項
- (16) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 10 から第 5 条の 13 まで、第 5 条の 16、第 30 条及び第 50 条の 3 に規定する企業結合に関する事項
- (17) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 14、第 5 条の 15 及び第 5 条の 17 に規定する事業分離に関する事項
- (18) 資産の部の有価証券中の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (19) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 18 条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引資産」を「商品有価証券」に改め、「特定取引負債」を削除して用いること。
3. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3 第 期中 (年 月 日から) 中間損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	×××
資 金 運 用 収 益	×××
(うち貸出金利息)	(×××)
(うち有価証券利息配当金)	(×××)
役 務 取 引 等 収 益	×××
特 定 取 引 収 益	×××
そ の 他 業 務 収 益	×××
そ の 他 経 常 収 益	×××
経 常 費 用	×××
資 金 調 達 費 用	×××
(うち預金利息)	(×××)
(うち債券利息)	(×××)
役 務 取 引 等 費 用	×××
特 定 取 引 費 用	×××
そ の 他 業 務 費 用	×××
営 業 経 費	×××
そ の 他 経 常 費 用	×××
経 常 利 益	×××
(又は経常損失)	
特 別 利 益	×××
特 別 損 失	×××
税 引 前 中 間 純 利 益	×××
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	×××
法 人 税 等 調 整 額	×××
法 人 税 等 合 計	×××
中 間 純 利 益	×××
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)

(2) 当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

5 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引収益」「特定取引費用」を削除して用いること。

第4 第 期中 (年 月 日から) 中間株主資本等変動計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											評価・換算差額等			新株 予約 権	純資 産合 計	
	資本 金	危機 対応 準備 金	特別 準備 金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	評 価・ 換算 差額 等合 計			
				資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益 剰余金									利益 剰余 金合 計
								×× 積立 金	繰延 利益 剰余 金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	
新株の発行	××			××		××						××					××
剰余金の配当							××		△× ×	△× ×		△× ×					△× ×
中間純利益									××	××		××					××
自己株					××						××	××					××

式の 処 分																	
・・・ ・・・																	××
株主 資 本以 外の 項 目の 当 中 間 期 変 動額 (純 額)													××	××	××	××	××
当中間期 変動額合 計	××	××	××	××	-	××	××	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 末残高	××	××	××	××	△× ×	××	××	××	××	××	△× ×	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動時由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区別して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。
- 8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第 5 第 期中 (年 月 日から) 中間キャッシュ・フロー計算書
年 月 日まで

[直接法により表示する場合]

(単位:百万円)

科	目	金	額
---	---	---	---

営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
債券利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所を記載すること。

[間接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科	目	金	額
---	---	---	---

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損 （△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
 - 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
 - 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 第 6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
- 第 7 完全民営化の実現に向けた財産基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況